

第1子・多子世帯負担軽減助成金のご案内

【ベビーシッター利用支援事業（待機児童対策）をご利用の方】

対象者

葛飾区のベビーシッター利用支援事業（待機児童対策）を利用している保護者

対象経費

ベビーシッター利用支援事業（待機児童対策）における利用料（150円×利用時間数）
 ※第2子以降の利用料については、令和7年4月から令和8年3月までの利用分が対象です。
 ※第1子の利用料については、令和7年9月から令和8年3月までの利用分が対象です。
 ※一時預かりベビーシッター利用支援事業の利用に伴って発生した保育料は対象外です。

対象期間

葛飾区でアカウント発行の申請を受付けた日から利用約款第11条（利用の終了）に記載する事由による失効日まで。

助成額・助成方法

月額33,000円上限で、申請書に記入した保護者の口座に直接振込みます。

提出書類

- ① 葛飾区ベビーシッター利用支援事業助成金申請書【第1子・多子世帯負担軽減】
- ② 事業者が発行した領収書の写し（利用日時及び保育料の支払いがわかるもの。領収書で利用日時及び利用料が確認できない場合は、事業者が発行した請求書や内訳書を添付すること）
- ③ 別紙利用内訳書
- ④ 支払金口座の通帳（キャッシュカード）の写し

申請期限等（令和7年度）

利用月	最終申請受付締切日	決定通知・振込時期	提出先
第2子以降： 令和7年4月～ 令和8年3月分 まで 第1子： 令和7年9月～ 令和8年3月分 まで	令和8年 4月10日（金） 必着	5月中旬頃決定通知 5月下旬～6月上旬 振込	〒124-8555 葛飾区立石5-13-1 葛飾区役所 子育て応援課 子育て応援係 ベビーシッター利用支援事業担当 ※オンライン申請をおすすめします。 紙で申請する場合は、郵送又はご持参 ください。

※既に利用が終了している場合は、締切りに関わらず速やかに提出してください。

※領収書の発行情形等により締切りに間に合わない場合は、事前に子育て応援係にご相談ください。

注意事項

- ・オンライン申請の場合、裏面の二次元コードからご申請いただけます。
- ・郵送で申請する場合、申請書類は葛飾区ホームページ
[トップページ](#)>子育て・教育>子育て>保育>ベビーシッター利用支援事業>添付ファイル
 からダウンロード又は葛飾区役所（401 子育て支援窓口）で受け取ってください。
- ・領収書の原本が提出された場合には、返却できませんので予めご了承ください。
- ・領収書で利用料の支払いが明記されていない場合は、対象経費に含まれません。
- ・転入前や転出後の助成は、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

【第1子・多子世帯負担軽減】オンライン申請フォーム



左の二次元コードからご申請いただけます。

- 領収書、「別紙利用内訳書」及び口座確認資料のデータを添付してください。

※「別紙利用内訳書」の内容をフォーム内で直接入力することも可能です（その場合は、添付ファイルとしてご提出いただく必要はありません。）。

<https://logoform.jp/f/f3P8Z>

＜問い合わせ先＞ 葛飾区 子育て応援課
子育て応援係ベビーシッター利用支援事業担当
電話番号 03（5654）6357（直通）又は
03（3695）1111 内線 2542・2543